

令和元年度審査請求（市長）第1号

裁 決 書

審査請求人 住所 ○○○
氏名 ○○○ 様
処分庁 野田市長 鈴木 有

審査請求人が令和元年6月5日に提起した、審査請求人に対する平成31年4月19日付けの差押調書に係る差押処分（以下「本件差押処分」という。）及び令和元年5月30日付けの配当計算書に係る配当処分（以下「本件配当処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人に係る平成29年度市県民税第1期分21,000円、第2期分20,000円、第3期分20,000円及び第4期分20,000円（以下「本件市税」という。）につき、納付期限までに納付がないことから、それぞれ平成29年7月31日付け、同年9月29日付け、同年11月30日付け及び平成30年2月28日付けで督促を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人が督促を受けてもなお本件市税を納付しなかったことから、上記督促後の平成29年11月から平成30年12月にかけて複数回に渡り、文書により請求人に本件市税の納付について催告した。また、滞納が続く場合には財産の差押を執行する旨の警告書を郵送した。
- 3 平成31年2月27日、審査請求人は処分庁に対し、生活保護受給中であることを告げ、今後の納付について相談したいと申し出た。処分庁は、実態

調査を行うため、請求人に対して差押警告書は破棄するよう返答し、及び同日付けで〇〇市に対し、地方税法第20条の11に基づき実態調査を行うこととした。

- 4 平成31年3月13日、〇〇市の生活保護担当課から実態調査に対する回答があり、生活保護受給中であることを確認した。このことから、処分庁は、滞納処分の執行停止を検討するため、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定によりその例によることとされている国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下単に「国税徴収法」という。）第141条の規定に基づき、金融機関等へ財産調査を実施した。
 - 5 平成31年3月25日、〇〇銀行から上記財産調査に対する回答があり、審査請求人名義の普通預金口座について、1,028,367円の残高があることが判明した。このことから、処分庁は、審査請求人に担税力があると判断し、平成31年4月18日付けで、本件市税を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、審査請求人の〇〇銀行〇〇支店（以下「本件第三債務者」という。）に対する預金債権の差押えを行い、同法第54条に基づき差押調書を作成した（本件差押処分）。
 - 6 令和元年5月10日、処分庁は、国税徴収法第67条に基づき上記差押債権の取立てを行った。
 - 7 令和元年5月30日、処分庁は、国税徴収法第131条及び国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第49条に基づき上記取立てによって得られた金銭に係る配当計算書を作成し、本件第三債務者から給付を受けた金銭（81,000円）について、本件市税に配当するとともに（国税徴収法第129条第1項）、同日、配当計算書の謄本を特定記録郵便で請求人に送付した（本件配当処分）。
- なお、上記金銭については、配当後の残余がなかったため、滞納者への金銭の交付は発生しなかった（国税徴収法第129条第3項）。
- 8 審査請求人は、令和元年6月5日付けで、審査庁に対し、本件差押処分及び本件配当処分の取消しを求める審査請求書を提出した。

審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、平成31年2月頃収税課に行き、収税課の職員に生活保護を受けている旨を伝え、その後、収税課職員に「支払わなくても良い」と言われた。審査請求人は、資格を取得して自立するため平成31年4月から通学を始めることにし、学費を支払うため奨学金を借りているところ、収税課により預金通帳に100万円以上の金額があるからと言うことで差し押えられた。学費が財産として取り扱われていることに納得できない。このため、各処分の取消しを求める。

理 由

1 審査請求の利益について

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条は、行政庁の処分不服がある者は審査請求をすることができる旨規定しているが、ここでいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者と解されている（昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決）。
- (2) また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条1項において、処分の効果がなくなった後においてもなお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が存する場合には、当該処分の取消しを求める訴えの利益が存する旨規定されていることに照らすと、審査請求においても、処分の取消しによって回復すべき法律上の利益の存しないものといえる場合には、不服申立ての利益（審査請求の利益）を欠くこととなるものというべきである。

2 本件審査請求のうち、本件差押処分の取消しを求める部分について

- (1) 市県民税に係る滞納処分による債権の差押えは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされ（地方税法第41条第1項及び第331条第6項）、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって差押えの効力が生じる（国税徴収法第62条）。これにより、徴税吏員は、債権の取立てをすることが可能になり（同法第67条第1項）、差し押さえられた債権の取立てを行ったときには、その目的を達してその

法的効果は消滅するものと解され、他に債権差押処分を理由に滞納者を法律上不利益に扱う法令の規定も存しないから、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果が消滅した後において、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないというべきである。

(2) 本件差押処分に当てはめると、第三債務者から令和元年5月10日付けで81,000円を取り立てたことにより、本件差押処分の目的は達せられ、既にその効力は消滅したものと認められる。

(3) したがって、本件審査請求により、仮に本件差押処分が取り消されたとしても、請求人の権利又は法律上保護された利益を保護するために実質的に意味があるとは認められないから、本件審査請求のうち、本件差押処分の取消しを求める部分は、不服申立ての利益を欠く不適法なものである。

3 本件審査請求のうち、本件配当処分の取消しを求める部分について

(1) 国税徴収法第128条の規定により、徴税吏員は、債権の差押えにより第三債務者から金銭の給付を受けた場合には、その金銭を国税徴収法第5章第4節の定めるところにより配当しなければならない。このため、仮に配当処分が取り消された場合でも、徴税吏員は、配当を受けた者から配当した金銭の返還を受けた上で、その金銭を改めて適法に配当すべき地位に置かれるに過ぎず、また、処分が取り消された場合に、審査請求人に対して金銭を返還すべき法律上の規定は存在しない。このため、審査請求人は、配当処分の取消しによって金銭の返還を受けることはなく、回復すべき法律上の利益がないものといえる。

(2) また、本件配当処分については、配当を受ける債権者は野田市のみであって配当順位及び配当額について本件配当処分と異なる配当処分を行う余地はないため、この点においても、審査請求人において本件処分の取消しにより回復すべき法律上の利益は存在しないものというべきである。

(3) さらに、処分の効果が消滅した場合には原則として当該処分の取消しを求める法律上の利益は消滅するとされているところ、本件処分においては、事実関係に照らすと、金銭の配当及び交付が終了したことによりその目的を達成し、既にその効力は消滅している。よって、本件処分は、この観点からみても取消しを求める利益がないというべきである。

- (4) したがって、本件審査請求のうち、本件配当処分の取消しを求める部分は、不服申立ての利益を欠く不適法なものである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不服申立ての利益を欠き不適法であって、補正することができないことが明らかであるから、行政不服審査法第24条第2項の規定を適用し、同法第2章第3節の審理手続を経ないで、同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年6月18日

野田市長 鈴木 有

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。